

入札説明書

宮崎県が行う下記 2 の物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 4 年 1 月 27 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 自動体外式除細動器 7 台
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 4 年 2 月 28 日
- (4) 契約期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで(60 月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - ウ 本契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類で、種目が医療機器又は業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目がその他であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設定できると認められる者で

あること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の既定に該当しない者であること。

カ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

5 入札参加資格確認申請の方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、別紙様式1「入札参加資格確認書」（以下「資格確認申請書類」という。）を、下記により持参又は送付により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 資格確認申請書類の受付期限
令和4年2月7日（月）午後5時まで
- (3) 資格確認申請書類の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先
宮崎県福祉保健部福祉保健課 総務担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号：0985-26-7074
- (4) 資格審査結果の通知
令和4年2月10日（木）までに参加資格の確認結果を通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部福祉保健課 総務担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号：0985-26-7074
- (2) 期間 令和4年1月27日から令和4年2月7日まで
（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部福祉保健課 総務担当
- (2) 期間 令和4年1月27日から令和4年2月7日まで
（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札及び開札

- (1) 開札の場所及び日時は次のとおりとする
 - ア 場所 宮崎県庁防災庁舎4階42号室
 - イ 日時 令和4年2月16日（水） 午前10時30分
- (2) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を下記のとおり提出しなければならない。
- (3) 入札書の手出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

をしておかなければならない。

- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「自動体外式除細動器の賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 開札には各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (8) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (9) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去 2 箇年度の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県福祉保健部福祉保健課 総務担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号：0985-26-7074

- 14 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨